平成２６年（フ）第８１２号
埼玉県戸田市上戸田５丁目２番６―301号
債務者　藤岡　　央
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６３号
埼玉県戸田市中町１丁目６番地の19　松葉荘203号室
債務者　淵上　道弘
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１５号
埼玉県川口市大字辻806番地の７
債務者　加藤　靖一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保836番地72
債務者　松島　理恵
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２５号
埼玉県東松山市本町２丁目２番４号　アネックス東松山106号
債務者　高橋　孝治
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１１号
千葉県東金市松之郷3187番地10
債務者　吉富　靖司
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
新潟県長岡市小国町横沢1725番地
債務者　竹部　新介
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
京都府宮津市字獅子198番地
債務者　吉岡　千秋
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５４号
岡山県勝田郡勝央町植月北1430番地１
債務者　水島　弘江
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２９１号
高知県土佐市高岡町乙790番地110　ハイツ船越２Ｆ西
債務者　浜田　夕佳
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬平田町29番53号
債務者　川口　雪光
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第６０７号
千葉県習志野市東習志野３丁目２番20―210号
債務者　今関順一郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４２号
千葉県市原市瀬又620番地１　フォーレガーデンⅢ103号室
債務者　大野　麻里
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５０号
千葉市美浜区幸町２丁目22番30―205号
債務者　柴　　正太
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５７号
千葉県船橋市習志野台８丁目26番13号ニューハイツトキザキ201号
債務者　米本　和子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６４号
千葉県市原市藤井３丁目210番地　市営郡本住宅２棟345号
債務者　神野　聡恵
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７７号
千葉市若葉区西都賀１丁目15番２号　都賀荘301号
債務者　田中　正二
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０４号
千葉県市原市五井2608番地２　テラスガーデンＣ２号室
債務者　宮川　　修（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係